

1 経営戦略策定の目的

新十津川町の下水道は、昭和 63 年度に基本計画を策定して以来、整備を進め平成 16 年度にその整備をほぼ完了したが、市町村をとりまく厳しい財政状況、急速に進む少子高齢化、地球環境問題などにより下水道をとりまく環境は大きく変化しています。

このような状況で新十津川町は、将来にわたって住民のみなさまに下水道サービスを安定的に提供することを目的とし、平成 29 年度から平成 38 年度の 10 カ年を対象とした「新十津川町公共下水道事業経営戦略」を策定します。

2 下水道事業の概要

新十津川町の公共下水道は、平成 8 年度に供用開始し現在 20 年経過しています。

町が管理する下水道施設は、管渠や汚水を圧送するポンプが主で、町内で集められた汚水は滝新橋を石狩川流域下水道「新十津川中継ポンプ場」により圧送され、滝川市、砂川市を經由して奈井江町の石狩川流域下水道「奈井江浄化センター」に流入し処理されています。

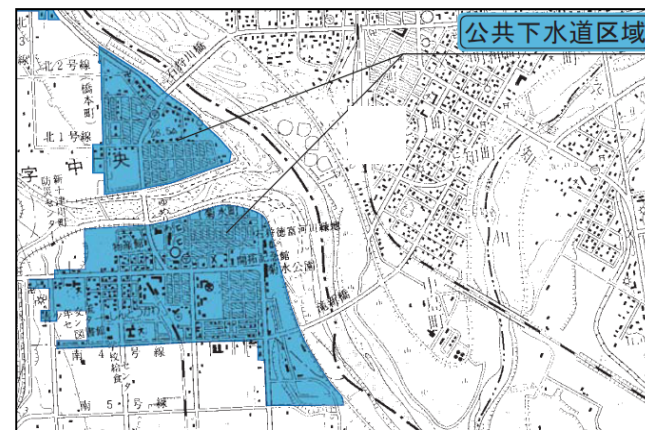


図 1 下水道区域図

3 経営の基本方針

経営の基本方針は、将来にわたって下水道サービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、下記を基本方針として設定します。

経営の基本方針	
I 快適な暮らしの実現	水洗化および合併浄化槽の普及促進を図り、良好な環境の維持向上を図ります。
II 安全で安心な下水道	下水道施設の地震対策や浸水対策の実施により、安全で安心なまちづくりを実現します。
III 事業の継続性の確保	下水道施設の維持管理の適正化と老朽化施設の計画的な改築更新を行い、継続的な経営健全化を図ります。

※新十津川町下水道中期ビジョン基本方針より

4 下水道経営

新十津川町の公共下水道事業は、下水道使用料収入を主財源として事業経営を行っており、バランスのとれた経営を行っています。

直近の人口推計では、新十津川町の人口は減少すると予想されますが、今後 10 年間は下水道区域内への人口の集中などにより、一定の使用料収入は確保できる見込みです。一方、下水道施設は経年化が進むため

今後は施設更新が必要となり、新たな投資が必要となります。そこで、国等の補助金、他会計繰入金（一般会計繰入金）、地方債等を活用しながら効率的に下水道事業経営を行い、健全な下水道経営を継続するよう収支計画を作成しました。

次ページ以降に収支計画策定の主な根拠を示します。



管渠施工の様子

表 1 公共下水道の収支計画

青枠は収入

赤枠は支出

年 度		前々年度	前年度	本年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
区 分		(決算)	(決算)	(2016年度)	H28年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	
収益的収入	1 総 収 益 (A)	146,761	145,019	156,057	156,174	158,200	158,344	159,608	158,477	160,731	154,088	143,233	130,235	122,883	
	(1) 営 業 収 益 (B)	67,631	68,607	69,730	69,812	70,075	70,517	70,610	70,736	70,776	71,024	70,848	70,848	70,848	
	ア 料 金 収 入	61,833	62,697	63,525	63,670	63,814	64,134	64,103	64,103	64,176	64,424	64,248	64,248	64,248	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ その他 (雨水処理負担金)	5,798	5,910	6,205	6,142	6,261	6,383	6,507	6,633	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	
	(2) 営 業 外 収 益	79,130	76,412	86,327	86,362	88,125	87,827	88,998	87,741	89,955	83,064	72,385	59,387	52,035	
	ア 他 会 計 繰 入 金	79,083	76,293	86,327	86,362	88,125	87,827	88,998	87,741	89,955	83,064	72,385	59,387	52,035	
	イ そ の 他	47	119												
	2 総 費 用 (D)	61,887	54,732	54,778	52,344	49,872	47,282	44,633	41,924	39,410	36,956	34,772	32,930	31,461	
	(1) 営 業 費 用	28,822	23,980	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	26,431	
ア 職 員 給 与 費	3,984	5,910	7,131	7,131	7,131	7,131	7,131	7,131	7,131	7,131	7,131	7,131	7,131		
イ そ の 他	24,838	18,070	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300	19,300		
(2) 営 業 外 費 用	33,065	30,752	28,347	25,913	23,441	20,851	18,202	15,493	12,979	10,525	8,341	6,499	5,030		
ア 支 払 利 息	33,065	30,752	28,347	25,913	23,441	20,851	18,202	15,493	12,979	10,525	8,341	6,499	5,030		
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	84,874	90,287	101,279	103,830	108,328	111,062	114,975	116,553	121,321	117,132	108,461	97,305	91,422		
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	16,039	31,876	8,500	21,300	4,600	10,900	9,500	73,800	38,900	15,200	6,000	12,200	8,000	
	(1) 地 方 債	3,200	3,600	5,750	12,700	4,600	7,800	7,500	39,650	22,450	10,600	6,000	9,100	7,000	
	イ 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	9,491	15,778												
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	3,348	12,103	2,750	8,600		3,100	2,000	34,150	16,450	4,600		3,100	1,000	
	(6) 工 事 負 担 金		395												
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	100,913	122,163	109,779	125,130	112,928	121,962	124,475	190,353	160,221	132,332	114,461	109,505	99,422	
(1) 建 設 改 良 費	3,558	17,630	8,500	21,300	4,600	10,900	9,500	73,800	38,900	15,200	6,000	12,200	8,000		
イ 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	89,972	92,463	92,359	94,910	99,408	102,142	106,055	107,633	112,401	108,212	99,541	88,385	82,502		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他	7,383	12,070	8,920	8,920	8,920	8,920	8,920	8,920	8,920	8,920	8,920	8,920	8,920		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 84,874	△ 90,287	△ 101,279	△ 103,830	△ 108,328	△ 111,062	△ 114,975	△ 116,553	△ 121,321	△ 117,132	△ 108,461	△ 97,305	△ 91,422		

5 営業収益（料金収入+その他（雨水処理負担金））

料金収入は、有収水量に使用料単価を乗じて算出し、それぞれの値は、表2に示すとおり設定し算出します。

行政人口は減少していくと推計されますが、公共下水道区域内では人口の集中率が上昇しているため、今後の下水道区域内人口は微増と考えられ、料金収入も微増すると想定されます。

なお、その他（雨水処理負担金）は、雨水処理に関わる元利償還金の繰入金となります。

表 2 料金収入の設定

項目	設定根拠および算出式
① 行政人口	新十津川町人口ビジョン 平成 27 年 10 月
② 集中化率	過去 10 カ年実績に基づく近似式にて推計
③ 下水道区域内人口＝整備済み人口	①×②
④ 水洗化率	過去 10 カ年平均値にて推移
⑤ 水洗化人口	③×④
⑥ 使用量原単位	過去 10 カ年の平均値にて推移
⑦ 下水量	⑤×⑥
⑧ 有収率	過去 10 カ年の平均値にて推移
⑨ 有収水量	⑦×⑧
⑩ 使用料単価	直近値にて推移
⑪ 料金収入	⑨ × ⑩

6 営業費用（職員給与費+その他（維持管理費））

維持管理費は、決算統計では以下の区分で構成されています。職員給与費は、現在下水道事業特別会計上 1 名であり、今後 10 カ年において増加することはないと考えられます。

ただし、人事異動に伴い変動することから、過去 10 カ年の平均値 (7, 131 千円) で推移することとします。

- ① 管渠費＝修繕費+委託費等
- ② ポンプ場費＝動力費+修繕費+委託費等
- ③ その他＝職員給与費+流域下水道管理運営費負担金+委託費等

過去 10 カ年の推移から、表 3 に示すとおり設定します。



デザインマンホール

7 資本的支出その他（総務管理費）

資本的支出のその他は、総務管理費のことであり、実績では毎年変動を繰り返していることから、過去 10 カ年における平均値 (8, 920 千円) で推移することとする。

表 3 営業費用の設定

項目	将来値設定根拠
管渠費	下記理由により、平均値を採用
修繕費	年によって異なるが、平準化という考えで、過去 10 カ年平均値を採用
委託費	年によって異なるが、平準化という考えで、過去 10 カ年平均値を採用
ポンプ場費	下記理由により、平均値を採用
動力費	流量により異なるが、流量と相関がないため、過去 10 カ年平均値を採用
修繕費	年によって異なるが、平準化という考えで、過去 10 カ年平均値を採用
委託費	年によって異なるが、平準化という考えで、過去 10 カ年平均値を採用
その他	下記理由により、平均値を採用
職員給与費	人事異動に伴う変動を考慮し、過去 10 カ年平均値で推移
流域下水道管理運営費負担金	年によって異なるが、平準化するという考えで、過去 10 カ年平均値を採用
委託費	年によって異なるが、平準化するという考えで、過去 10 カ年平均値を採用

8 建設改良費

建設改良費は、今後の施設更新などの投資計画を反映する必要があるため、「みどり中継ポンプ場等長寿命化策定業務 平成 26 年度」および「新十津川町流域関連公共下水道長寿命化計画申請書」における公共下水道長寿命化中長期スケジュール表（案）を基に設定します。

また石狩川流域下水道の建設負担費用は、石狩川流域下水道より収集した財政計画のうち、新十津川町負担分に基づき設定します。建設改良費の設定は、表 4 に示すとおりとします。

表 4 建設改良費の設定

単位：千円

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
管渠 (委託含む)	0	0	0	0	0	6,000	0	0	0	0	0
ポンプ場	5,500	17,200	0	6,200	4,000	62,300	32,900	9,200	0	6,200	2,000
流域下水道 建設分担金	3,000	4,100	4,600	4,700	5,500	5,500	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
合計	8,500	21,300	4,600	10,900	9,500	73,800	38,900	15,200	6,000	12,200	8,000

※管渠などの調査費用を含む

9 国補助金、地方債

新たに発生する建設改良費の財源は、国補助金や起債（地方債）等を活用し、補助率は50%として設定します。

国補助金の対象となる事業は、管渠およびポンプ場の建設改良費のみとします。

起債は、補助金対象外の建設改良費分とし、管渠およびポンプ場の起債率は50%、流域下水道建設分担金の地方債率は100%とし、国補助金および地方債の設定は、表5に示すとおりとします。

表 5 国補助金および地方債の設定

単位：千円

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
国補助金	2,750	8,600	0	3,100	2,000	34,150	16,450	4,600	0	3,100	1,000
地方債	5,750	12,700	4,600	7,800	7,500	39,650	22,450	10,600	6,000	9,100	7,000

10 地方債償還金+営業外費用（支払利息）

地方債償還は、既に借りている費用の起債償還分は起債償還表に基づき、新規起債に対する償還分を加え設定します。

新規地方債は、長寿命化工事に関わる起債と考え、経営戦略策定ガイドラインに基づき、利率0.5%、据置なし、7年償還を条件とします。

地方債償還金の元金償還および支払利息は、表6に示すとおり設定します。

11 営業外収益（他会計繰入金（一般会計繰入金））

公共下水道事業では、既下水道施設の整備を行うために、地方債を活用してきましたので、現在はその償還および支払利息が支出として発生しています。

一方これらの財源は料金収入だけでは賅えないため、他会計繰入金（一般会計繰入金）を活用しています。今後は、地方債償還金が減少していくため、他会計繰入金（一般会計繰入金）も減少していく見込みです。なお、他会計繰入金（一般会計繰入金）は交付税措置されています。

単位：千円

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
元金償還	既借入分	92,359	94,089	96,772	98,850	101,648	102,154	101,258	93,862	84,498	74,300	67,773
	新規	0	821	2,636	3,293	4,407	5,479	11,143	14,350	15,043	14,086	14,729
	合計	92,359	94,910	99,408	102,142	106,055	107,633	112,401	108,212	99,541	88,385	82,502
支払利息	既借入分	28,347	25,884	23,349	20,736	18,048	15,302	12,589	10,022	7,814	6,006	4,514
	新規	0	29	92	115	154	192	390	502	527	493	516
	合計	28,347	25,913	23,441	20,851	18,202	15,493	12,979	10,525	8,341	6,499	5,030

表 6 地方債償還金の設定

単位：千円

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
他会計繰入金	86,561	86,519	88,387	88,181	89,479	88,348	90,507	83,593	72,931	59,942	52,581

表 7 他会計繰入金（一般会計繰入金）の設定

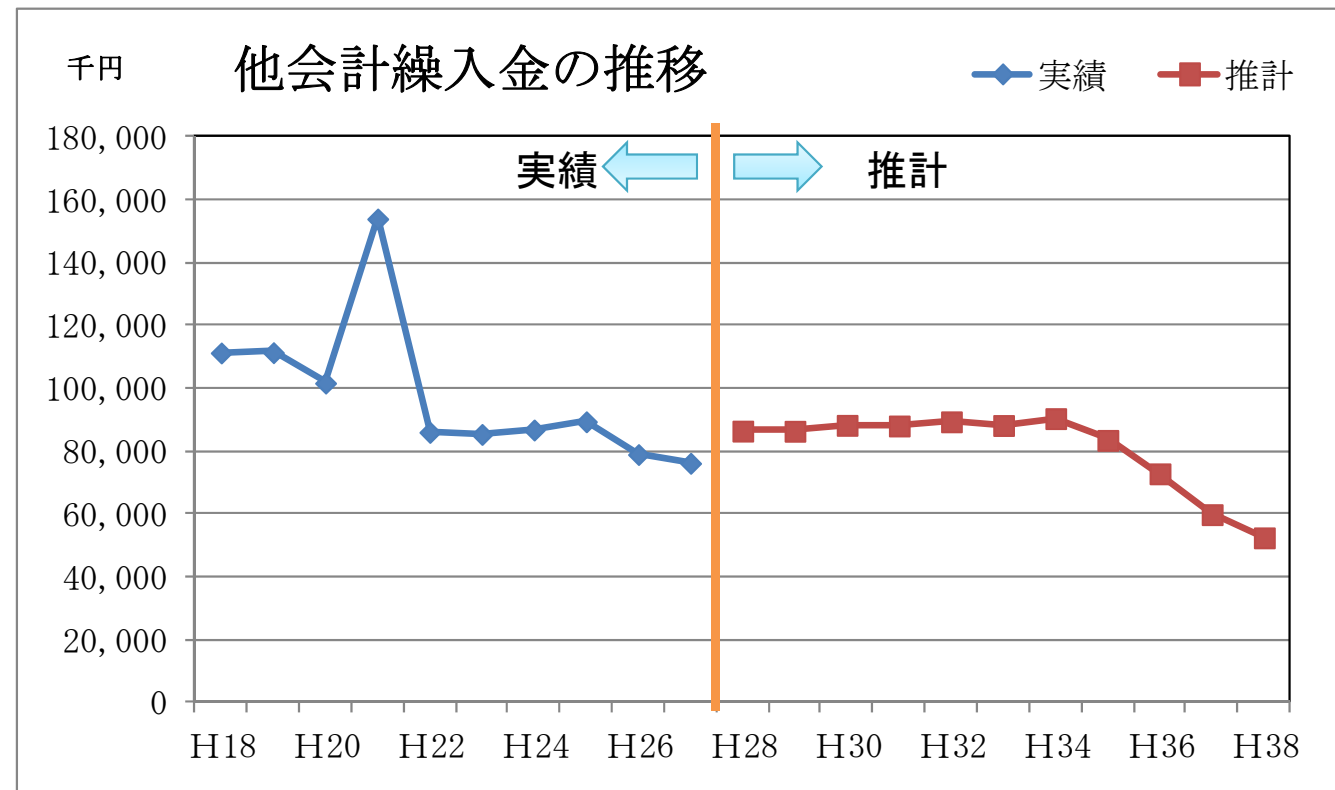


図 1 他会計繰入金（一般会計繰入金）の推移

$$\text{他会計繰入金} = (\text{収益的支出 (D)} + \text{資本的支出 (G)}) - (\text{営業収益 (B)} + \text{資本的収入 (F)})$$



みどり中継ポンプ場